

平成24年12月14日

多摩市くらしと文化部長
渡辺 龍一 殿

多摩市男女共同参画社会推進協議会
会長 広岡 守穂

(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例について
(提言)

多摩市男女共同参画社会推進協議会（以下「協議会」という。）では、多摩市男女共同参画社会推進協議会設置要綱第2条第1項第3号の規定に基づき、「(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例」の制定に関し、必要となる事項を提言としてまとめましたので、提出いたします。

今後、市民とともに取組みを進める根拠となる「(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例」の制定に向けて、本提言に基づき、着実に取組みを進めることを期待します。

(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例について (提言)

1 条例制定にあたって必要な視点について

防災、雇用、地域活性化、NPO活動、起業等、まちづくりにおけるあらゆる場面において、男女平等・男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。

特に、平成23年3月11日の東日本大震災を受けて、防災計画、防災対策、避難所の問題等を考える上で、女性の視点を取り入れることが課題となっています。これには、防災計画に発災時における女性センターの位置付けを予め明記しておくなど、男女共同参画の視点にたった体制づくりが必要だということを協議会として痛感しているところです。

条例においても、男女共同参画の視点にたったまちづくりを進めることを盛り込むことが必要です。

2 市民・事業者の責務について

条例に「市の責務」、「市民の責務」、「事業者の責務」を規定することが必要です。

3 事業者の取組みと市が行う支援について

- (1) 男女平等・男女共同参画は、市、市民、事業者がともに推進していくことが必須です。とりわけ事業者の取組みを促進する根拠となるような内容を条例に盛り込むことが必要です。
- (2) 例えば、働きたい人と中小企業との出会いの場が不足している状況があると考えます。企業と働きたい人との出会いの場を設ける仕組み等について、事業者の取組みを支えることが必要だと痛感しています。
- (3) 事業者が行うワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取組みを支援することが非常に重要です。例えば、厚生労働省では、仕事と育児・介護を両立できるような様々な制度を持ち、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行う企業を表彰する「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を実施しています。多摩市でもこのような制度を設け、事業者やNPO等の取組みが活性化する仕組みを検討してはいいかがかと考えております。

4 基本的施策について

- (1) 多摩市では、男女平等・男女共同参画社会の実現を目指し、昭和 61 年に「多摩市婦人行動計画」を策定して以来、平成 6 年には「多摩市女と男がともに生きる行動計画」に名称を変更し、時代に合わせて計画を更新しながら現在に至っています。そのため、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために行動計画を策定することを、条例で明確に位置付けることが必要です。
- (2) 市民一人ひとりへの意識啓発は非常に重要です。一人ひとりが、男女平等・男女共同参画を自らの問題として捉え、行動するために、意識啓発していくことを条例に盛り込むことが必要です。
- (3) 女性問題の解決及び男女平等の推進の拠点として、女性センターを条例で位置付けることが必要です。
- (4) 子どもたちが様々なメディアから誤った情報を手に入れる状況があります。情報モラルを身につけ、情報を安全に利用するよう指導することが求められており、情報を読み解く力、いわゆるメディアリテラシーを身につけることは非常に重要な課題です。条例で、メディアリテラシーに関する内容を盛り込むかどうかを検討してください。
- (5) 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」は、日本語では「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。最近では若い男女の性意識・性行動が大きく変わりつつある中で、女性の性的自己決定権の尊重という視点から、新しい課題として研究することも求められています。条例に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の内容を盛り込む際には、本来の意義を趣旨として、位置付けることが必要です。

5 男女平等・男女共同参画に関する苦情の処理について

男女平等・男女共同参画に関する苦情は、外部の苦情処理委員を任命し、客観的に対応できる仕組みをつくってください。苦情の対応をする際には、適切かつ迅速に処理・対応し、関係部署が協力・連携した取組みを推進するよう期待します。

6 男女平等・男女共同参画に関する審議会（委員会）の設置について

現行の協議会の所掌事項は、「多摩市男女共同参画社会推進協議会設置要綱」第 2 条において、①行動計画の推進に関する事、②行動計画の進捗状況の評価に関する事、③その他行動計画及び男女共同参画の推進に関し必要と認める事項と規定されています。

これまで協議会は、行動計画の進捗状況の評価を中心に審議してきましたが、今後は、市長の諮問事項に関する審議・提言だけにとどまらず、審議会自らが施策について調査し、提言する幅広い権限を持つ組織とすることが求められます。

検討経過

回	開催日	検討内容
平成 24 年度 第 7 回	平成 24 年 11 月 14 日 (水)	(1) 平成 24 年度第 6 回会議要点録の確認 (2) 平成 23 年度「女と男がともに生きる行動計画」推進 状況評価の決定 (3) 平成 23 年度推進状況評価における提言書提出 (4) (仮称) 多摩市男女平等推進基本条例について (5) その他
第 8 回	12 月 14 日 (金)	(1) 平成 24 年度第 7 回会議要点録の確認 (2) 「(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例について (提 言)」について (3) その他

多摩市男女共同参画社会推進協議会委員名簿

(平成 24 年 12 月 14 日現在)

職 名	氏 名	区 分	備 考
会 長	広 岡 守 穂	学識経験者	中央大学法学部教授
副会長	神 子 島 健	市民委員	元多摩市女と男がともに生きる行動計画改 定市民会議委員
委 員	大 澤 敬 造	団体推薦	多摩商工会議所推薦
委 員	佃 道 子	団体推薦	TAMA女性センター市民運営委員会推薦
委 員	櫻 井 和 子	公募市民	
委 員	林 朋 子	公募市民	